

## 奈良県告示第五百号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六第二項の規定により平成三十年三月奈良県告示第五百三十八号で告示した奈良県保健医療計画の一部を次のとおり変更し、令和二年四月一日から施行する。

なお、変更後の計画は、奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課、県内の各保健所及び奈良市保健所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 変更内容

医療法第三十条の四第二項第十一号に掲げる事項について定めるため、奈良県保健医療計画第六章第一節を次のとおり変更したこと。

#### 奈良県医師確保計画（概要）

##### 第一章 総論

- 一 計画策定の趣旨
- 二 計画の性格
- 三 計画の期間
- 四 地域医療構想及び医師の働き方改革との関係

##### 第二章 奈良県の現状

- 一 人口構造
- 二 医師確保に関する現状

##### 第三章 奈良県の医師確保に関する課題

- 一 医師を取り巻く過酷な勤務環境
- 二 診療科間の医師偏在
- 三 複数疾患を抱える高齢者に対応できる医師及び在宅医療に取り組み医師のニーズの拡大

##### 四 へき地の医師配置

##### 第四章 奈良県の医師確保に関する基本的な考え方

##### 第五章 奈良県の医師確保に関する方針及び目標

- 一 病院勤務医の勤務環境の改善
- 二 医師が不足する診療科等に従事する医師の養成

- 三 幅広い診療能力を持った医師の養成及び在宅医療に取り組む医師の参入支援
- 四 へき地勤務医師の確保

#### 第六章 取り組むべき施策

- 一 病院勤務医の勤務環境の改善
- 二 医師が不足する診療科等に従事する医師の養成
- 三 幅広い診療能力を持った医師の養成・在宅医療に取り組む医師の参入支援
- 四 へき地勤務医師の確保

#### 第七章 医師確保計画の効果の測定・評価